

禊教備前開教者伊藤祐像とその一門

——教派神道成立前後の神道講社——

萩原 稔

一 はじめに

禊教は、天保年間に武蔵国足立郡梅田村（現在の足立区梅田）の神明社神主となった井上正鐵（一七九〇～一八四九）によって開かれ、明治期にいたって教派神道のひとつとなった。開教以来、寺社奉行による再三の取締に遭い、井上正鐵は三宅島に遠島に処せられてその地で没し、有力な門人たちは各地に潜伏して伝道を続けざるを得なかったが、そうした一人が本稿で見えていく伊藤祐像である。

この伊藤祐像（^{すけかた}一八〇六～一八七七）は、幕府の密偵から転向して入門したが、江戸から離れた信州飯田や岡山に伝道しており、江戸・東京を中心として主に東日本に展開した井上門中（禊教）の中では異色の直門である。この人は、信濃国飯田在の出身で、江戸へ出て床屋を営んでいたが、三十五歳の時に入門し、七十二歳で明治十年に没するまで

の後半生を神道の伝道に従事したのである。密偵からの転向という劇的な入門のあと、わずか半年ほどのうちに皆伝を許されて帰郷し、道統を維持するために幕府の取締を避ける拠点を作った。その後さらに、岡山にまで伝道して門中を育成し、白川家家来の身分も得て、京都、江戸、岡山、飯田を盛んに往来した。彼が指導した門中は、天保末年から昭和前期までの約百年間存続した。

本稿では、幕末の度重なる取締の下で白川家に接近して進めた伊藤祐像の活動と、その門人たちが教派神道成立期に展開した神道講社の活動を跡付けることで、神祇道家と門人の相互関係や、明治初期の教派神道成立期における教導職と神道講社の事例を考察したい。

二 祐像の生い立ちと伊藤家

伊藤祐像は、文化三年（一八〇六）七月二日に、父金左

衛門、母「きん」の次男として、信濃国伊那郡中村（現在の、長野県飯田市中村）に生まれた。⁽¹⁾中村は、天竜川右岸の段丘上にある農村で、当時は飯田藩の領地であった。伊藤家の本家は、屋号を「殿垣外」という有力農民であるが、伝承によれば、遠祖は藤原氏で、建武年間に信州守護の小笠原氏に属して移住し、中村に定住してからは、父の金左衛門で七代目であった。だが、父は、近くの鼎村の市瀬家からの養子であって、母さんの父である亀蔵が一家の主導権を握っていたらしい。⁽²⁾幼い頃の祐像は、独楽回しが得意の子供で、「何事にても日本一たらん」という志望を持つような強い気性であったという。⁽³⁾

そして、二十五歳の時の文政十三年（天保元年・一八三〇）五月には、父の金左衛門が亡くなり、翌天保二年の五月には兄の金太郎も亡くなり、天保四年（一八三三）九月には兄の妻「つた」も、後に祐像の長女と結婚した「留以弥」を残して亡くなっており、伊藤家では不幸が相次いだ。しかし、母の「きん」は、明治五年（一八七二）八月に没するまで、九十二歳の長寿を保ち、祐像の活動は、この母に支えられたところが大きかったに違いない。ところが、そうした家庭事情の一方で、いつの頃からか、故郷を離れて江戸の郊外に住み、伊藤常吉と称して床屋を営んでいた。そして、天保十年（一八三九）には、当時二十歳の妻「と

め」との間に、長女の「美知」が生まれている。また、剣道の師匠もしていたといい、小さい子供を持った三十半ばの職人という実直な表の姿を保ちつつ、幕府の密偵としても、近隣の治安情報の収集を行って、上申ししていたのであった。

三 入門と皆伝の許し

天保十一年（一八四〇）四月に、井上正鐵が梅田村神明社の神主に就任して民衆教化の活動を始めた。そこでは、神典講釈と大声で祓詞を唱える「祓修行」の行法を教え、新規の入門者たちには参籠させて修行を指導していた。やがて、近郊の有力農民たちを中核とする門中が形成され始め、神明社に住み付いて修行する人々も多くなってきたのである。そうした頃に、伊藤祐像は新入りの信者になりまして、諜報活動のために神明社を訪れたのであったが、場合によっては懐中した小刀で即座に暗殺するつもりでもあったという。⁽⁴⁾だが、すぐに密偵であることを見抜かれて、特に懇ろに教え諭され、一転して心の底から帰依して修行に励むことになった。おそらく天保十一年の夏のことであろう。

そうした密偵の出入りもあり、遠くないうちに寺社奉行による取締りが加えられるであろうと正鐵は予想して、取

締を受けても道統を温存する手立てを用意することにした。そこで、祐像に皆伝を許し、「神号」一枚を書いて「是を讀取り」といつて授け、扇子の「かなめ」を示しつつ「門中のかなめになれ」として、「要人」の名を与えたのであった。⁽⁶⁾そして、江戸から離れた故郷の信州飯田に帰って門中の拠点を作することを命じた。この時に与えた通行証文から、それが入門からわずか半年位の、天保十二年閏正月であつたとわかる。⁽⁷⁾さらに、その四月には、内弟子の筆頭である野澤龜鐵（のちの鐵教、^{あらかね}）も信州へ差し向けた。⁽⁸⁾こうして、祐像は皆伝されて道統を担うこととなり、かつ幕府の取締からの避難先ともなつて、門中の「要人」としての務めを果たしていった。故郷へ帰つてから半年ほどは、山中の滝に小屋を設け、滝に打たれて大音に祓の修行をしたというが、そのまま引き籠もっていたわけではなく、近隣の人々に教導を始め、門人を得たようである。⁽⁹⁾後に、岡山へも同道した市田村（現在の下伊那郡高森町）の梶原精之進や坂牧惣助も、こうした頃の入門であろう。⁽¹⁰⁾

こうして、伊藤、野澤の二人の高弟たちが江戸を離れたその年の暮近く、天保十二年（一八四一）十一月二十四日に、かねてからの予想通り、寺社奉行の命によって、正鐵夫妻および高弟三浦隼人夫妻が捕らえられた。そして、十二月二十二日には、三浦隼人が獄死し、翌々日の二十四日

に婦人二人は構無しとして釈放されたが、正鐵は翌十三年二月十六日に至つて、ようやく村預けとして保釈され、帰村を許されたのであつた。（天保第一の法難）この時、野澤の人相書作成のための供述を命じられたが、「破門したので行方は知らない」と偽りの申し立てをしたので、追手が付けられず、かねて準備してきたとおりの展開となつたのであつた。⁽¹¹⁾

翌天保十三年（一八四二）八月には、祐像は江戸へ出て来て、白川家関東執役から神拝免許状を授かつている。⁽¹²⁾この時には、村預として保釈中の正鐵に会い、二月二十日に書き上げられた『唯一問答書』を写して持ち帰つたことである。⁽¹³⁾『唯一問答書』は、寺社奉行より帰村に際して教義の概要を書面にして提出するように命じられて執筆した二十か条の問答であるが、祐像の門人の田中嘉平治が安政五年（一八五八）に作つた「神道いろは歌」には、「ゆい一の神のものと書讀給へあしき心も直る御教」とあり、信州の門中でも教導の典拠として広く読まれていたのがわかる。⁽¹³⁾しかし、その年の冬、正鐵は再び捕らえられて、翌天保十四年（一八四三）五月、三宅島へ遠島となり（天保第二の法難）、そこから多くの手紙を、本土へ書き送つて門人たちを指導したが、祐像宛の書簡も残っており、ほかの門人宛の書簡の文面に言及もあつて、江戸の門人たちを通じ

て連絡が取れていたらしいことが伺える。⁽¹⁴⁾だが、約六年間の流人生活のまま、正鐵は嘉永二年（一八四九）二月十八日、六十歳の生涯を終えたのだった。

四 初期の岡山伝道

信州の住人である祐像は、遠く離れた岡山へ伝道に向かった。岡山藩では藩祖以来、神道を重んじる政策をとっている⁽¹⁵⁾と知り、このような所に伝道するのこそ意義深いと考えてのことであるという。しかし、一人の知人もない、備前、備中、美作などを、鈴を振りつつ「とほかみゑみため」と唱えて回り、各地の神社へ参拝して、社家などを訪れても、話を聞こうとする人はなく、足掛け三年間ほどは布教の手掛かりがなかったという。それを「神のお留守」といい、「神官に皆神様なし、常に敬神の志しなし；只御初穂を頂く時のみ神めます形にして神様は御留守の様で道を説くすべなし」と述懐した⁽¹⁵⁾という。

そのような状態ではあったが、この地で最初の門人となったのは、備中国都宇郡別府村（現在の倉敷市中庄）の別府多門治であった。今にも雷雨が降りそうな時に、たまたま別府家の前を通りかかった祐像が、乾燥中の麦の取り込みに苦労している留守番の老母を手助けしたことがきっかけで、その家に滞在して神道を説くこととなり、多門治と

母の真氣がともに入門した。⁽¹⁶⁾これがいつであつたのかは、はっきりしないが、多門治の学友で同村の神職である大森官平の墓碑には、弘化三年（一八四六）に入門したという記録があるので、それに先立つ一、二年前の頃の夏であろうか。⁽¹⁷⁾

また、その頃の祐像の様子を伝える資料として、弘化初年頃（一八四五年前後）に、岡山の国学者平賀元義が、弟子の吉備津宮の社家である大守斎宮に、祐像の神道講釈を聞くように勧めた書簡がある。⁽¹⁸⁾これには、元義が祐像（要人の教えを「青木長広の学風に近い」と評し、「神祇官の古学」「よき神道者」と讃えて、堀尾藤大夫方（現在の倉敷市二子、阿児神社の当時の社家）に滞在していた祐像を吉備津宮に招き、その講義を聞くようにと勧めているのである。当時の岡山の国学者の間では大國隆正の影響が大きくな⁽¹⁹⁾ってきていて、それに対抗してのことでもあつたらしい。

ところが、その二三年後の弘化四年（一八四七）には、一転して自らの門人の組織である「上道郡春日講御連中」宛に書簡を書き送り、祐像の学風を「多くは仏意に而、神道之古義に致相違候事も有之、古語古文義に疎く、古書を博く不読所より、事実を取違へ居候事も有之、其上、古事記・書紀ハ後之物に而、是を読候者ハ儒者也といひて嗤り、服者に神拝を致させ、火の穢ハなき杯と申、律令格式之御

掟に相背き、朝敵二等き学風」であると断じて、自分の門人で祐像と関わる者は破門するとまでに厳しく非難をし、破門予定の門人もあると表明している。⁽²⁰⁾

ここでの非難の論点のひとつが、「服者に神拝を致させ火の穢はなき抔と」と説いていることだということに注目しておきたい。伊藤門下の田中嘉平治の「神道いろは歌」には、「けかれたる人も祓を揚げ給へ不浄の上も照らす大神」とあり、神拝（祓修行）に不浄を問わないと教えていたのがわかる。⁽²¹⁾ 日々に不浄にも触れつつ生活をしなければならぬ人々を主な対象として教えを説いた井上正鐵の弟子として、伊藤祐像がそう説いたとしても不思議はない。これは、潔斎してはじめて神拝が可能であるのか、神拝（祓修行）によってこそ、不浄が祓われると見なすのかという、「祓」のありかたに対する考え方の相違があったのである。だから「服忌」などの「律令格式の掟」を尊重しようとする立場からすれば、「異端」の学とみなすことは可能であろう。だが、かつていったんは弟子達に推薦した人物を「朝敵に等しき学風」とまで非難するのには、影響が大きくなって来たことに対するかなりの焦慮があったのではないとも言われている。⁽²²⁾ しかし、はからずも、この元義の証言によって、著作や講義録が発見されていない祐像の教えが、わずかに伺えてくるのである。

五 岡山藩の取締と白川家への接近

弘化年間にはすでに、当時この地方では著名の国学者であった平賀元義と、接近・反発の関係があったことを見てきたが、安政年間にもなると、岡山の神道・思想界において、伊藤祐像の影響がかなり大きくなり、目立った存在になつていったようである。すでに、岡山城下の東山にある、玉井宮の神主佐々木左兵衛（年鷹）や、郊外の上道郡大多羅村（現在の岡山市東区大多羅町）の天王社（後に布勢神社）神主の中山縫殿之介（二郎）、宿奥村（現在の岡山市東区瀬戸町宿奥）の春日大明神神主の矢部弾之進（半）といった神職が門人となつていた。⁽²³⁾ そのほかに、先の別府多門治や小串村（現在の岡山市南区小串）の赤木安太郎⁽²⁴⁾ のような有力農民層にもかなりの門人があり、そうした人たちを中心に「門中」が形成されつつあったのである。

こうした状況のもとで、安政三年（一八五六）四月三日に、岡山藩の命により、先の中山、佐々木、矢部、別府の各氏、また別府村の大森松之、官平父子などの門中の主だった者が捕らえられ、七月二日まで拘束されるという取締が行われた。⁽²⁵⁾ この取締の意図や詳細については不明の点が多いが、藩内のかかなり広域にまたがって、一斉に取締を受けるだけの影響力がすでにあったといえることである。

この時、祐像は岡山藩の領内にいたらしいが難を逃れている。

この安政三年の取締の後、伊藤門下の人々には、白川家に入門して免許状などを授かって結び付きを強め、その權威を活用して、布教活動の安全と便宜を確保しようという姿勢が見られる。『白川家門人帳』（金光図書館所蔵）には、先に取締を受けた、中山、佐々木、矢部の三人が取締の翌年の安政四年（一八五七）三月にそろって入門し、「右之輩、国学熟練之者二而、御門下井上故式部門人、伊藤要人」の教えを受けた者として、神拝式免許状のほかに、神道講釈の下知状や「白川家御神用」の木札、紋入の小田原提灯などを受けている記録がある。⁽²⁶⁾この人々はすでに神職であって、代々吉田家の免許状を受けているのに、ここでさらに白川家の免許を受けているのは、白川家門人であった井上正鐵の門中として、その遺教を布教しようとの意識によるものであろう。また、この時の「申次」（推挙人）である村上舍人（安政四年に村上出雲と改名）は後に雑掌（家令）となつて白川家の中心を担ったが、井上門中に対しては、一貫して協力的であつた。⁽²⁷⁾

祐像は天保十三年八月に、白川家の関東執役から神拝式免許状を授かっているが、白川家に参殿して、正式に神拝式の免許状と神道講釈の下知状を授かったのは、門人の

佐々木、中山、矢部たちの入門よりも後の、安政五年（一八五八）八月四日である。⁽²⁸⁾また、この入門に先立っては、岡山の中山一郎が四月二日に参殿し、矢部半の弟である御船寧氣も五月二十五日に参殿しており、何らかの根回しがなされたようである。

さらに、すでに実績のある人物であつたから、入門したその足で、早速に摂津や和泉の白川家門下の社家に向けて「白川殿公文所」の名義で「今度神祇道解講のため、御門人伊藤要人、佐藤信彦、摂州泉州へ被差向候間、篤々示談の上、便宜に随ひ、不都合之義無之様、取扱可給候。此段可申通之旨伯王殿御沙汰ニ付如此候」という文書が発せられ、それらの神社を巡回して講義をすることになった。この巡教は、かなりの成果を上げたらしく、『白川家日記』には、その帰途と思われる翌月の九月十四日に再度参殿した時には、「御前御講釈申上、其后於對客間一献被下候」とあつて、神祇伯の資訓王の御前で講釈をし、一献を賜るという榮譽を得たのであつた。⁽³¹⁾

この安政五年（一八五八）以降、祐像一門に対する白川家の待遇は手厚くなった。例えば、岡山の大中山民部（中山一郎）が安政六年（一八五九）に江戸へ向かうのにあつては、「白川家家来」の身分で給符荷の扱いをされている⁽³²⁾し、文久元年（一八六二）七月に、祐像が、伏見から岡山

まで、白川家の公用として通行した時の先触⁽³³⁾には、「駕」の用意も命じている。このように、岡山での活動は、先の取締から五年ほどのうちに、白川家の御用として公認された状況となっていたのである。

また、元治元年（一八六四）のころに黒住宗忠の高弟であった赤木忠春が禊教に入信したという説があるが、これは、京都で赤木が接近した尾張の日比野応輔が、同じ白川家門人であり、かつ三種祓を唱える行法による活動を行ったため、混同されたものである⁽³⁴⁾。

六 京都の白川家と江戸執役所との往来

岡山では、ほぼ公認された状態になっていた頃、江戸では、文久二年（一八六二）三月に、寺社奉行の命により三度目の取締（文久の法難）が行われて、門中は活動の沈滞を余儀なくされていた。しかし、取締を契機として、逆に伝道を徹底して行つてゆこうとする人物もあった。なかでも、江戸郊外の保木間村（現在の足立区）の有力農民であった坂田鐵安は、同年四月に父の正安とともに所払に処せられたが、五月には白川家の御内人となって「坂田左京」と名乗り、翌三年五月には上京して神拝式を授かり、京都に滞在していた。そこで、祐像はその後しばしば鐵安と行動をともにすることになった⁽³⁵⁾。

この文久三年（一八六三）から、慶応元年（一八六五）までの三年間は、そうした江戸の門中の動きともあいまって、京都、江戸、岡山、飯田を盛んに往来していた祐像の動きを、白川家の文書で跡付けることができる。まず、文久三年（一八六三）八月十四日⁽³⁶⁾に、祐像は坂田鐵安とそろって、白川家に参殿したあと、九月八日に、二人で東海道を江戸方面へと向かったのである⁽³⁷⁾。その頃の京都は、治安や政情も不安定で、二人が参殿した四日後にも、尊攘派の三条実美らが、公武合体派によって追放される「八月十八日の政変」が起こっており、緊張した状況を目の当たりにしたことであろう。

さて、この旅の途中には、東海道の嶋田宿（九月十五日）と見付宿において、何かの不都合についての宿場役人の詫び状を取っている。こうした詫び状がいくつか伝えられているが、祐像という人は、教訓とするために、ことさらに厳しく不行き届きを咎めてこうした詫び状を取つたらしい⁽³⁸⁾。さて、江戸には半月ぐらい滞在したあと、十月十八日には飯田に向けて出発したが、その時に江戸執役所から発給された文書がある⁽³⁹⁾。そこにある道程でゆけば十月二十五日に飯田に着いたあと、十二月十一日に立出して、文久三年の暮れには上京する予定であったのだが、実際には、やや遅れて、元治元年（一八六四）二月二十一日に京都に着き、

一週間の滞在の後に、自宅へ引き返している。⁽⁴⁰⁾

このように、文久三年（一八六三）八月から、元治元年（一八六四）二月までの約半年に、飯田から京都へ、そして江戸を経て飯田へ、さらに京都までの往復という長い旅をこなしているのであった。これらの旅は「白川家御用」としての公用旅行であり、京都の白川家と江戸執役所との間の文書や金品の伝達などの実務と同時に、その頃までに開かれていた山城、伊勢、美濃、遠江などの各地の門中への教導や連絡を行ったと思われる。

慶応元年（一八六五）は、嘉永二年（一八四九）に亡くなった正鐵の十七回忌に当たするため、江戸の門中は東叡山の輪王寺宮に赦免を願ひ出ており、白川家からも武家伝奏を経て添書を出してもらうために門中の動きがあった。⁽⁴¹⁾ まず、四月中に江戸執役所詰の白川家家来の身分であった江戸の門中村越喜内（守二）が上京し、四月十八日に京都を出立しての帰り道に、飯田の伊藤家に立ち寄る予定である旨の文書がある。⁽⁴²⁾ その守二と対面した数週間後の閏五月十二日には、祐像が上京した。⁽⁴³⁾ また、その頃には、坂田左京（鐵安）も上京して⁽⁴⁴⁾いて、門中の主だった者三人が、この時期に白川家へ参殿して働きかけているのである。しかし、元治元年七月十九日の「禁門の変」に続く、第一次、第二次の長州征伐という政情不安の時期に、白川家の尽力はと

もかくとしても、武家伝奏をはじめとする朝廷の上層部が、地方の一神主に過ぎない井上正鐵の赦免といった事柄に対して、具体的な対応を取るような余裕があったとも思われない。そして、二か月半の在京の後、慶応元年（一八六五）八月六日には、飯田に向けて京都を離れている。

七 新政府の成立と赦免への動き

慶応末年は、二年暮れに孝明天皇が崩御され、三年には、明治天皇の踐祚、大政奉還、王政復古と続き、そして四年正月には鳥羽伏見の戦いによって戊辰戦争が勃発し、それまでも増して大きな変化が相次ぐ、不安定な情勢であった。だが、幕府の崩壊は、師の赦免と布教公認への好機到来として、かえって活発に行動を進めていた。

慶応三（一八六七）年十一月には、江戸を発って故郷へ向かい、翌四年（明治元年）には上京して、閏四月に「政体書」によって設置された「行政官弁事」である「弁事御役所」に、正鐵の靈祭執行許可を申請している。⁽⁴⁵⁾ 翌年の明治二年（一八六九）は、正鐵の二十年祭にあたり、すでに慶応四年二月十八日付で、正鐵は白川家より「裨祓靈社」の神号を受けて、梅田神明宮に奉遷されているので、靈祭の許可申請は一連の動きであろう。⁽⁴⁶⁾ この靈祭が実施されれば、門中が公の場で集会を持つこととなり、布教の許可も

間近いとの印象を強くしたであろうが、実際に行われたかどうかは、はっきりしない。そして、この靈祭許可申請のすぐ後にも、中山道を通して「白川家御用」の旅が続いており。八月十七日付けの中山道上尾宿問屋の詫状には、「折悪敷昨夜早速御用継立相嵩ミ」云々とあり、まだ新政府軍と奥羽列藩同盟が交戦中であった当時の慌ただしい状況が読み取れる。⁽⁴⁷⁾

こうした時期の活発な対応もあってか、新政府による大赦令の発布は、慶応四年（一八六八）の正月十五日であったが、翌明治二年（一八六九）二月九日に井上正鐵の赦免が、江戸呉服橋の刑法官支庁から、梅田村名主を経て、遺族である妻の安西男也と養子井上善弥に伝達された。⁽⁴⁸⁾

また、明治二年（一八六九）三月、東京への奠都に伴い、白川家の資訓王も三月二十六日に東京へ到着した。その直後の三十日には、野澤玄昇（鐵教）を筆頭として、伊藤祐像も含む井上正鐵門中の高弟九人が白川家へ参館して、献金計四千疋（十両）を贈り、伯王の東京到着に対する挨拶と、二月九日に赦免の伝達があったことへの御礼を行った。その後、祐像は翌三年（一八七〇）正月二十一日に年始の挨拶に参館して、砂糖一箱を献上している。⁽⁴⁹⁾しかし、明治四年（一八七二）五月十四日には太政官達により、これまでの神職をいったん解任する由が達せられ、白川家もその

家職を解かれて、その配下の神職も免許を失うこととなった。そして、同僚でもあった同門の坂田鐵安が、四年八月に白川家の籍を離れているのと同じように、祐像もまた「白川家御内人」の身分をこの頃に離れたようである。⁽⁵⁰⁾

八 「吐菩加美講」公認と教導職補任

明治五年（一八七二）三月十四日、「教部省」が設置され、四月二十四日には、「教導職」の制度が置かれた。これによって、前年五月の太政官達以来、宙に浮いていた神道教師の身分が公的に認められる道が定められた。

さて、明治五年（一八七二）八月二十二日に、教部省より「吐菩加美講」として公然布教の許可を受けたが、その直後、当時教部省出仕の中教正であった宮津藩元藩主の直門本莊宗秀は、門中の主だった人々を東京今戸の私宅に呼び出して、新しい教導職の制度の下で、教団として統一した行動を取ってゆくように指示と注意を与えている。⁽⁵¹⁾祐像もまたこの会合には参加していたと思われ、翌九月二十五日付で教導職十三級試補に補せられて、辞令が交付された。⁽⁵²⁾この補任により、公式に布教が可能になり、翌六年（一八七三）には、自宅から五キロほどの伊那郡飯沼村に「神道説教所」を開設し、⁽⁵³⁾九年（一八七六）三月には、神道事務分局より三等講師にも命じられた。すでに、この頃には岡

山までの長い旅をすることはなかったのであろうが、故郷での伝道の拠点を建設し、次世代への道統の伝承を準備していたようだ。門中の指導を梶原精之進、坂牧惣助に託し、明治十年（一八七七）十月二十五日、七十一歳の生涯を終えて、故郷の中村の伊藤家累代の墓地に葬られた。

なお、資訓王への御前講義をし、平賀元義にも一旦は「神道の活法をしりたる人」評せられたほどではあるが、その著作は未発見であり、現在では次の数首の歌が知られるのみである。

- ・ 榊葉に鏡しらゆふとりかけてゑらく榊葉にひらく岩屋戸
- ・ 降りつもる雪は消ゆれと常盤なる松のみとりはかはらさ
- りけり
- ・ もとめよる己が心の暗きより火に入る夏の虫のはかなさ
- ・ あくるまを葉うらにまつを知らずして飛て火に入る夏の
- 虫かな
- ・ 雨あられ強く降りくる野にはたに笠やふれたる案山子の
- みなる
- ・ なき人のかたみの色をみることに身をも惜まし名をも惜
- まし
- ・ 今の世はといふ言の葉の源をとへはむかしも変らざりけ
- り
- ・ 明るまをわひて鳴くともやみにてる火にな迷ひそ夏の夜

の虫

- ・ 時雨れはさひしさまる山のはも春の花にも勝る紅葉々
- ・ 秋風にきのふの暑わするれは雲間はるかに初かりの⁽⁵⁴⁾声
- ・ 天とい、地とい、ぬる言の葉の奈何にくすしきものと⁽⁵⁵⁾太
- 神

- ・ 心なく天とつちとにまかせつ、雪の下にもめくむ竹の子⁽⁵⁶⁾
- ・ そまいかに根こそかはらめのち世にまた幾千代かつきぬ⁽⁵⁷⁾ときはに

九 祐像没後の家族と門中

祐像には四人の娘があり、長女美知に兄金太郎の遺児である留以弥を迎えて養嗣子としたが、留以弥は明治十七年（一八四八）七月二十一日に没した。その後を、朝臣家より養子に入った鉄太郎が、祐像の三女「ゆう」の次女「せん」の夫となつて、家督を継いだ。しかし、伊藤家は神道を離れて、昭和二年（一九二七）八月の「せん」の葬儀に際して、臨済宗妙心寺派の長清寺の檀家に戻っている。⁽⁵⁸⁾その後、鉄太郎の長男直氏は横浜市に転出して、現在中村に直系の子孫は居住していない。

さて、祐像が伊那に育成した門中は、明治六年（一八七三）に、教導職として祐像が設置の許可を受けた「神道説教所」を拠点として活動を続け、梶原精之進が、明治十五

年（一八八二）十月に亡くなつてからは、坂牧惣助が指導を継承していた。伊那の門中は、「吐菩加美講」の分裂による、「大成教禊教」の成立や「禊教」の独立などの教団再編成の動きからは独立しており、所属教派については特段の手続きもなく経過していたのであった。しかし、明治三十一年（一八九八）に、教会建物の移転手続きでの必要性を契機にして、明治初年よりしばしば来訪して指導に加わっていた新田正善との関係により、「大成教禊教東宮本院」所属の「伊那分教会」となった。⁽⁵⁹⁾その後は昭和九年（一九三四）を最後に、新たな門中を取り立てる「初学修行座」は行われなくなり、戦後復興期には、祓修行も全く杜絶して、今日では祐像たちを祀る「霊神塔」と、民家に転用された教会建物が残っているのみである。

一方、岡山の門中も「吐菩加美講」の布教許可によって布教を開始した。矢部半の弟の安仁神社禰宜御船寧氣が申請した禊祓場の設置について、明治六年五月三十日付で出された岡山県からの伺いに対する教部省の回答が『社寺取調類纂』に残されている。⁽⁶⁰⁾ここでは、「差テ裨益トモ不相成…差押申度」とする県に対して、教部省は「社頭ニテ執行之儀ハ不苦候」として設置を承認するよう指令している。これによって、岡山県内では、布教の申請があれば許可されたと見られる。

明治前期には、明治九年（一八七六）に佐々木年磨、十五年（一八八二）に中山一郎、矢部半など、草創期からの中心人物が亡くなったが、その後は明治初年の布教許可のままいくつかのグループになって活動を続けていた。明治二十三年九月に刊行の『井上正鐵在島記』の末尾に記された売捌所の一覧には、「備前岡山細謹社」と記され、この書籍を購入するような相当数の門中と指導者が存在したことをうかがわせる。

大多羅村布勢神社の中山家の道場では、目黒伊三郎が指導を引き継ぎ、明治四十年頃には、まだ多くの門中が集まって、盛んに祓修行をしていたという。⁽⁶¹⁾その他、下仁保（現在の赤磐市）の小坂家では小坂梅が存命だった大正の頃まで、玉井宮の佐々木家では昭和初期まで祓修行が行われていたという。⁽⁶²⁾

また、小串村の赤木安太郎は、明治十年に自宅内に教会所を設置し、翌十一年十二月に神宮教岡山県本部の分教会としての許可を受け、のちには「神宮奉斎会岡山県本部小串支部」として、教導活動を続けていた。明治三十九年に安太郎が没した後は、次男の赤木伊勢次郎が継承したが、「初学修行」は大正初年までで途絶え、昭和十年頃には講舎の建物も使用されなくなっている。⁽⁶³⁾また、明治三十五年（一九〇二）二月二十六日付けで、禊教（坂田管長）に所属

する「神道禊教吉備教会」が、岡山県都窪郡中庄村を所在地として認可されているが、これは別府多門治が中心となつて、設立されたと思われる。⁽⁶⁴⁾

また、伊藤祐像門下の最後の教師となつた山上勘吉は、岡山市久保の人であるが、地元の赤木安太郎や小坂梅と、岡山を訪れた大成教禊教の教師新田正善の指導を受け、坂牧惣助からは祐像が正鐵より授与された神号幅を託されて、道統の継承を許された。しばしば、伊那にも往来して初学修行の主宰を行い、伊那と岡山の残された門中の指導にあつた。また、禊教総監の笠原幡多夫や、中野身曾岐教会の富松聖治などの、当時の井上門中諸教会の有力教師とも交流を持っていた。⁽⁶⁵⁾だが、年齢もあつてか、昭和九年の初学修行の指導を最後に、伊那までは行かなくなり、昭和十三年（一九三八）三月に『吉備の真柱』を出版して、伊藤祐像と門中の事跡を書き残した。そして、晩年は「神宮奉斎会岡山県本部」に奉仕し、昭和十九年（一九四四）二月九日に七十五歳で没した。後事を託した門人はなく、伊藤祐像門下（伊藤派）の道統は終焉を告げたのである。

十 まとめ

井上正鐵の指導によって、密偵から転向して、「要人」の名と共に、門中の「かなめ」としての使命を与えられた

伊藤祐像は、その剛毅な性格を十分に發揮して、庶民の出身でありながら白川家家来となり、伯王の御前ににおいても神道を説く神道家として、幕末から明治の激動期に江戸や京都を往来して活躍した。彼が育成した門中（伊藤派）は、白川家との関係を深め、布教活動のための旅行も「白川家御用」として公用賃錢で人馬を利用できるなどの立場を得ることができた。そして、明治五年に「吐菩加美講」が公認されてからは、その布教許可により活動を行ったが、東京の門中が「禊教」と「大成教禊教」とに分裂していく流れとは微妙な距離を取りつつ、独立した道統を維持していった。だが、祐像没後の展開では、教派神道の制度が確立していく中で、「大成教禊教東宮本院伊那分教会」となつた伊那の門中、「神宮奉斎会岡山県本部小串支部」や、「神道禊教吉備教会」を立ち上げた岡山の門中など、所属する上部組織はいくつにも分散することになった。しかし、道統としては一体的な人のつながりを保ち、入信儀礼である「初学修行」は、伊那で行われた昭和九年が最後であったが、禊教門中としての意識は昭和後期まで残されていた。本稿では、幕末の度重なる取締の下で白川家に接近して進めた伊藤祐像の活動と、その門人たちが、「祓修行」を中心に、所属組織に関わらず同じ道統としての意識を持ち続けて活動を続けた事例を示すことができた。

(1) 村澤武夫『伊那歌道史』（昭和十一年刊）一三五頁。

(2) 祐像の直系の家は「隠居」という屋号であり、いつごろの分家であるかはわからない。（久保田八尋氏の教示による。）祐像の家族の生没年などは、主として「伊藤家系図」（田中代太郎『古代伊那記より当家沿革誌』（以下「田中家沿革誌」と略）（飯田市飯沼田中清隆氏蔵）による。

(3) 山上勘吉『吉備の真柱』（昭和十三年刊）二十九頁。

(4) 『井上正鐵真伝記』（明治三十年刊）卷之一・十四丁。『井上正鐵翁在島記』（明治二十三年刊）九頁。『教祖井上正鐵大人実伝記』（明治二十八年刊）中卷二十一丁オなどに、伊藤祐像の入門時の逸話が記されている。

(5) 伊那で祐像の後を継いだ坂牧惣助が継承し、その後山上勘吉に譲られて、現在は岡山市の山上淳氏所蔵。また、井上正鐵が書いたこの形式の神号幅は、他には新島村博物館所蔵品（前田長八氏旧蔵・伝来経路は不明）しか現存が確認されていない。なお、右遷、左遷の渦巻状の紋様が特徴的であるが、これは正鐵が伝えた「産霊の伝」三ヶ条のうち、万物の生成消滅を象徴して行じられる「神水の事」を図示したものだと思われる。

(6) 山上、前掲書二十頁。麻生正一「神道家井上正鐵翁」（昭和八年、神道中教院）四十三頁。

(7) 「伊藤家文書写」「田中家沿革誌」所載。なお、これは伊藤家に保管されていた文書を、昭和十一年三月に、田中代太郎が筆写したものである。山上、前掲書二十六頁に

も翻刻がある。

(8) 『井上正鐵翁遺訓集』（以下『遺訓集』と略）卷之三「神勅」。

(9) 山上、前掲書二十六頁。

(10) 梶原精之進は、文化十四年（一八一七）生。伊那郡市田村の人。教導職に補任され、明治十五年（一八八二）十月二十八日没。享年六十六歳。坂牧惣助は、文政七年（一八二四）生。伊那郡市田村の人。慶応四年に白川家に初入門。伊藤祐像、梶原精之進の後を受けて、伊那の門中を指導し、神道大成教の教師として少講義まで昇進する。明治四〇年（一九〇七）七月二十七日没。享年八十四歳。

(11) 『遺訓集』卷之五「靈神と崇」には、「貴様（野澤鐵教）ハ、愚生御召捕の節、人相書被仰付候所、愚生心二叶ひ不申候事有之候二付、勘当致置候間、住所知れ不申よし申上候二付、隼人を召捕候事二御座候」とある。

(12) 前掲「伊藤家文書写」。山上、前掲書二十五頁には写真版がある。この時に「神前拝揖之式」を授与され、「中啓扇子木綿浅黄指袴」の着用を許された。

(13) 「神道いろは歌」前掲「田中家沿革誌」所載。

(14) 祐像宛の書簡は未発見であったが、近年になって一九会（東久留米市）所蔵の文書の中に一通発見された。その文面には、「御伝之事ハ極秘ニてものしつか」にするようにという「忍修行」が指示され、弘化二年三月の門中指導体制の指示よりも前の弘化元年五月に書かれたものであると推定できる。時期としては岡山布教を開始した頃にあたり、公然と布教にあたっていた活動を正鐵自身

もある程度は承知していて、「貴様あまりいきおひよろしきよし承り申候」と懸念していたことがわかる。〔井上正鐵研究会年報〕六号（平成十三年）に全文を紹介した。また、『遺訓集』巻之五「千日の茅」（弘化四年九月、瀬下瀬兵衛宛書簡）に祐像についての言及がある。

(15) 山上、前掲書、二十一頁。

(16) 同右書、二十二頁。別府多門治は、文政十二年（一八二九）生。安政三年（一八五六）に岡山藩により取締を受けたが、文久二年（一八六二）には、白川家に入門し、布教の合法化に努めた。天保十二年より明治五年まで寺子屋「素行館」を開いて教育にあたり、弘化三年より明治二年まで名主を勤め、その後も、戸長、村長、村会議員などの職にあった。明治三十八年（一九〇五）没。墓碑は親交のあった犬養毅の筆である。多門治の母、川勝真氣は、寛政十二年（一八〇〇）生。糸紡ぎをして得た金を、息子の寺子屋の教科書代に宛てていたという。明治十年に岡山県より篤志善行者として表彰される。明治二十年（一八八七）没。

(17) 大森官平は、文政十二年（一八二九）生。父大森松之や別府多門治ともに、岡山藩の取締にあった。明治十二年、同村の熊野神社社掌に補任される。明治二十三年（一八九〇）没。倉敷市中庄さんし山墓地の墓碑銘には、「…弘化三年従伊藤要修神道視教真理…」とある。

(18) 羽生永明『平賀元義』（昭和六十一年、山陽新聞社）四九六頁及び八九九頁から九〇〇頁。岡山県総合文化センター所蔵の羽生永明の草稿の中に写本があるが、原本の所在は不明。平賀元義は、寛政十二年（一八〇〇）生。

志を和学に立てて、国書を求めて独学し、『美作神社考』『山陽道名所考』などの著書がある。万葉の古調を慕った和歌が高く評価されている。弘化年間に伊藤祐像を非難したにもかかわらず、晩年は、祐像の高弟でもあった大多羅村の中山一郎の家に寄偶し、慶応元年（一八六五）十二月二十八日に外出中急逝した。享年六十六。墓地は大多羅の中山家の墓地内にある。

(19) 紺屋峻作『平賀元義論考』一〇四頁。

(20) 羽生、前掲書、四九六頁及び八九九頁から九〇〇頁。

(21) 前掲『田中家治革誌』。

(22) 同右書、一二五頁。

(23) 中山一郎は、文化八年（一八一二）生。江戸にも赴き、江戸の門中と直接交流を持っている。勤皇を掲げた「社軍隊」の幹部として、文久三年から明治三年に解散するまで運営に関わった。明治五年（一八七二）九月に教導職となり、十月には安仁神社宮司となった。明治十五年（一八八二）没。佐々木年磨は、文化八年（一八一二）生。玉井宮の神主。明治九年（一八七六）没。矢部半は、生年未詳。宿奥村春日大明神神主。明治十五年（一八八二）没。

(24) 「岡山県備前国児島郡大門村岩崎神社并神宮分教会所神道視教分教会境内真図」（明治二十四年刊）によれば、伊藤祐像による小串への伝道は、嘉永年間のことであった。赤木安太郎は、文政十三年（一八三〇）生、明治三十九年没。祓修行により虚弱体質が改善し、確信を得て伝道にあたったという。（赤木鉄夫氏談）

(25) 麻生、前掲書、二二三頁。山上、前掲書二七頁から二八

頁には、「岡山藩主の先触として処々の庄屋大庄屋より吐普加美の祓を唱へて居る人は犬といふ者が拘引して行く、亦此頃伊藤要人祐像と云ふ人上を恐れて岡山玉井宮の裏座敷に隠れて居る…」と聞いた小坂梅は、深夜に岡山玉井宮へ向かったところ、「未だ十二時を過ぎたる頃佐々木家の奥座敷に五六人の門中相集ひ高らかに嘶さへ出来て居る、是れ門人へ教へを説き相続されて居」たとあり、取締当時でも祐像は、玉井宮に滞在して指導を続けていたことがわかる。おそらく藩の領民だけを対象にした取締だったのではなからうか。

(26)

『白川家門人帳』（金光図書館所蔵）。翻刻では、近藤喜博『白川家門人帳』（昭和四十七年、清水堂）三九七頁。

(27)

村上出雲守正武は、文化五年（一八〇八）生。安政四年当時五十歳。今江廣道『神道大系・論説編十一卷「伯家神道」解題』に所載の、白川吉訓所蔵本「訂正伯家部類」の跋文に「明治十二年八月二十二日 浪速橋居二書 七十二叟 村上正武拜」とあり年齢が判明した。この人は、はじめ「舍人」と称し、安政四年に「出雲」と改名した。白川家の雑掌（家令）であったが、岡山の「佐々木左兵衛（年磨）縁者」と記録にあり（『白川家門人帳』、井上門中に対しては好意的な対応がみられる。白川家から武家伝奏などへの文書の名義人となるほか、一条通新町西入元真如堂町にあった持ち家に、伊藤祐像や坂田鐵安、村越守一を宿泊させた記録がある。明治五年九月には、教導職の補任を受けている。（『神道家井上

正鐵翁』二二二頁）

(28)

前掲『白川家門人帳』二八七頁。

(29)

『白川家日記』（宮内庁書陵部所蔵）

(30)

前掲『伊藤家文書写』。

(31)

資訓王は、天保十二年（一八四一）生。祐像が御前講釈をした、安政五年には十八歳であった。資敬王の嗣子で、嘉永四年に神祇伯に任ぜられ、安政元年の内裏炎上の折りには、いち早く内侍所の神鏡を奉遷し、孝明天皇の賞賜にあずかった。明治元年正月に神祇事務総督となり、神祇官再興にあたって一旦免職されたが、翌二年七月神祇大副となり、その後も大掌典として宮中祭祀に関与した。明治三十九年（一九〇六）十二月七日没。享年六十。従二位。子爵。

(32)

『白川家武家伝奏職・事往来留』（宮内庁書陵部所蔵、以下『往来留』と略）安政六年五月二日の項。白川家の公用としての、「給符荷」の扱いを受けることで、一般の「相対賃銭」より格安な「御定賃銭」で人馬を使うことができた。

(33)

前掲『伊藤家文書写』。山上、前掲書二十二頁には写真版がある

(34)

高野隆文『赤木忠春大伝』（大正四年）に記述があり、村上重良が『近代民衆宗教史の研究』（昭和三十八年）はじめとする著作の中で繰り返し言及している。この混同については、萩原稔「黒住教と日比野派の周辺」（『神道宗教』一三九号、平成二年）に詳しい。

(35)

坂田鐵安の動きについては、萩原稔「禊教独立前史」（『明治聖徳記念学会紀要』復刊四十三号、平成十八年）を参照。

(36)

『白川家日記』

- (37) 『往来留』 文久三年九月五日の項。
- (38) 山上、前掲書三十一頁。詫状については、前掲「伊藤家文書写」には、文久三年の東海道島田宿、見附宿のもの、慶応四年の中山道鶴沼宿、上尾宿のものが残されている。同右及び前掲「伊藤家文書写」。
- (39) 『往来留』 元治元年二月二十二日の項。
- (40) 『往来留』 慶応元年四月上旬漏脱の項。
- (41) 『往来留』 慶応元年四月十四日の項。
- (42) 『往来留』 慶応元年閏五月十三日の項。
- (43) 『往来留』 慶応元年六月二十三日の項。
- (44) 前掲「伊藤家文書写」。山上、前掲書五十五頁にも翻刻がある。
- (45) 「井上正鐵靈璽」添翰（梅田神明宮所蔵）。写真が、「御神宝めぐり 足立区梅田神明宮 境内社」「井上神社の由来書」(「東神」六七二号、平成五年、東京都神社庁)に掲載されている。
- (46) 前掲「伊藤家文書写」。山上、前掲書三十一頁にも翻刻がある。
- (47) 麻生正一「神道家井上正鐵翁」(昭和八年)二二六頁。
- (48) 「白川家日記」明治三年一月二十一日の項。
- (49) 「坂田管長年譜略」(「天津菅曾」二号、明治三十二年)「中教正本莊宗秀殿申被書」。この本莊宗秀による達文は、「小倉家文書(旧東宮家文書)」(栃木県芳賀郡益子町小倉英宣氏所蔵)(荻原稔「明治前期における禊教団の変遷」『神道宗教』百三十号)に所載の逸文と、「伊藤家文書」(「田中家治革誌」所載)の逸文との校合によって、全文が明らかになった。
- (51) (52) 「伊藤家文書写」。山上、前掲書三十一頁にも翻刻がある。
- (53) 村澤前掲書によれば、別府村(現、飯田市別府)に設置したとあるが、田中清隆「伊那谷の禊教」(「伊那と岡山の禊教」所載)によって訂正した。
- (54) 以上十首は、村澤、前掲書。
- (55) 飯田市黒田の見晴山にある霊神塔の歌碑(昭和十年建立)による。
- (56) 岡山市大多羅の目黒義氏所蔵。
- (57) 山上、前掲書、二十八頁。白川家来として東海道通行中、某所で歌会に招待され、「そねのまつ」を詠み込んだ歌を所望されてこの歌を作ったという。
- (58) 長清寺の過去帳に「明治五年ヨリ神式ナリシモ、希望ニヨリ復ス」とある。臨濟宗妙心寺派長清寺住職館野洪道氏の教示による。
- (59) 新田正善は、羽前国東置賜郡吉島村洲島(現、山形県川西町)の人、生没年未詳。(山上、前掲書。六十頁)大成教禊教所属の教師であったが、伊藤師門下の門中の指導にあたった。伊那の門中の田中代太郎が受けた明治十五年の初学修行を、坂牧惣助とともに指導した記録があり(「田中家治革誌」、明治十六年には岡山を訪れて小坂梅と面会している。(小坂梅墓碑銘) また、山上勘吉は、十八歳であった明治十九年から師事したという。(山上、前掲書。六十頁)
- (60) 「社寺取調類纂」(国立国会図書館所蔵) 一九三「岡山县吐菩加美講道場建設願」。
- (61) 笠井鎮夫「日本近代靈異実録」(昭和四十一年刊)の一〇五頁には、「天王社へは子供の時分(明治四十年前後)

よく遊びに行ったものだ。その頃はまだあそこには村の信者たちが集まって、トーカミエミタメ、トーカミエミタメを連唱していた」とある。筆者が調査した、昭和六十三年（一九八八）には、教会建物が、腐朽してはいたものの存在していたので、戦後まで維持管理はされていたのではないかと思われる。目黒伊三郎は、文政三年（一二二〇）生まれ。明治三十二年（一八九九）没。墓地は、中山一郎家の隣にあり、関係の深さそうかがわされる。

(62)

下仁保の逸話は、小坂房野氏（八十七歳）談（平成三年五月）。小坂梅は、天保九年（一八三八）生れ、吉原村（現在の岡山市）の人。安政二年（一八五五）、十八歳の時に大多羅村の中山家で聞いた伊藤祐像の講義に感動し、翌日入門したという。その後、下仁保の小坂家に嫁いたが、家業の紺屋の傍ら自宅を道場にして門中を育成した。大正十年（一九二一）没。玉井宮の逸話は、佐々木保氏談。（平成元年八月）

(63)

赤木伊勢次郎。慶応元年（一八六五）生。昭和二十二年（一九四七）一月七日没。享年八十三歳。なお、講舎の建物は現存している。

(64)

『禊教新誌』五号（明治三十五年一月）四十四頁には、「教会設置の計画 岡山県下の有志者は、本教附属の教会を全県下に設置せんとて、先般来神崎中講義首唱となり、彼此奔走中なりしが、続々賛成者ありて、種々協議の末、都窪郡中庄村へ設置することに相談となり、去暮管長殿へ出願致されたるも、規約修正中にて近日認可あるといふ」と予告があり、六号に（明治三十五年二月）

(65)

三十八頁に「全（二月）廿六日 岡山県都窪郡中庄村工神道禊教吉備教会設置ヲ認可ス」とある。

山上勘吉は、明治二年（一八六九）生。大正十二年の小坂梅の墓碑建立にあたっては、東京の富松聖治とともに発起人となり、碑文の撰書を禊教総監であった笠原幡多夫に依頼するなど井上門中の広い交流関係が見られる。昭和十九年（一九四四）二月九日没。

（東京都立青峰学園主任教諭）